

# 未熟児養育医療のご案内



## 1. 未熟児養育医療とは

入院治療を必要とする未熟児の入院費(通院は対象外)について、保険負担分を一部公費負担する制度です。岡谷市に居住する乳児で、別紙「意見書」にある症状を出生直後に示し、医師が入院養育を必要と認めた乳児が対象です。

## 2. 給付対象

入院治療における診察・医学的処置・薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象のもの(おむつ代・差額ベッド代など)は除外されます。

## 3. 申請に必要な書類

	書類名	説明
①	養育医療給付申請書	申請者(保護者)が記載してください。
②	養育医療意見書	医療機関に記載を依頼してください。
③	世帯調書兼個人番号の利用による地方税関係情報の取得に係る同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(乳児)と生計を一にしている者を全員記入してください。</li> <li>扶養義務者とは父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父、叔母等をいいます。</li> <li>世帯外扶養義務者とは、世帯以外で児童本人を扶養している者のことです。</li> </ul>
④	委任状	一部負担金納入後に申請していただいていた福祉医療の助成の手続きを省略し、自己負担金を500円のお支払いのみとすることができます。
⑤	健康保険資格が確認できるもの	本人(乳児)の健康保険資格が確認できるものの写しをご提出ください。 ※申請時に健康保険資格が確認できるものが交付されていない場合は、交付後、速やかにご提出ください。
⑥	マイナンバーが確認できるもの	本人(乳児)を含む住民票世帯全員分 世帯全員の通知カード、マイナンバーカードなど
⑦	申請者の本人確認できるもの	申請者の運転免許証、マイナンバーカードなど

## 4. 費用(一部負担金)

- 医療機関窓口の医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のは実費負担となります。
- 世帯の市町村民税額に応じて、一部負担金額(自己負担金額)が決定されます。ただし、岡谷市福祉医療費給付金制度を併用することができますので、実際に保護者の方にお支払いいただく額は、1か月上限500円となります。
- 後日、岡谷市からお送りする「納入通知書」を送付いたしますので、「一部負担金」を指定の金融機関にお支払いください。

## 徴収基準額表

階 層 区 分			徴収基準月額 (円)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯		2,600
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400
D1	(A、B、C階層 除く) 当該年度分の市 町村民税の課税 世帯であって、 その市町村民税 所得割の額の区 分が次の区分に 該当する世帯	所得割の年額 15,000 円以下	7,900
D2		// 15,001 円以上 21,000 円以下	10,800
D3		// 21,001 円以上 51,000 円以下	16,200
D4		// 51,001 円以上 87,000 円以下	22,400
D5		// 87,001 円以上 171,300 円以下	34,800
D6		// 171,301 円以上 252,100 円以下	49,400
D7		// 252,101 円以上 342,100 円以下	65,000
D8		// 342,101 円以上 450,100 円以下	82,400
D9		// 450,101 円以上 579,000 円以下	102,000
D10		// 579,001 円以上 700,900 円以下	123,400
D11		// 700,901 円以上 849,000 円以下	147,000
D12		// 849,001 円以上 1,041,000 円以下	172,500
D13		// 1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,900
D14		// 1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,400
D15		// 1,423,501 円以上	全額

- 徴収月額がその月における医療費全額分を超える場合は、その医療費全額分をもって徴収月額とします。



<お問合せ先>

岡谷市役所 健康推進課

電話 0266-23-4811 (内線1184)

FAX 0266-23-4825